

児童養育の私事性における性別役割分業の機能

徳 永 幸 子

The effect of the division of work by gender roles on familial responsibilities in childcare

Sachiko TOKUNAGA

1. 問題の所在
2. 児童養育の私事性と性別役割分業
3. 性別役割分業の固定化
4. 性別役割分業意識の形成
5. 性別役割分業の解体に向けて

1. 問題の所在

こんにち、子どもは家庭で母親によって養育されるべきであるという考えは社会通念として支配的であり、そのような児童養育の私事性に関わる日常的な現実には「母性神話」、「三歳児神話」、「良妻賢母」、「家族愛」等の言説を通して創り出されている。児童養育に家族/母親は不可欠とされ、あるべき家族/母親像が語られる。女性の行為は母性のカテゴリーの文脈において解釈され、社会通念から逸脱した場合は非難されたり、制裁を加えられることもある。女性は児童養育の私事性によって個人としての自立や自由を奪われ、「不本意な選択」を強いられたり、「後ろめたさ」にとられる。「家族は愛情に満ちたすばらしいもの」というステレオタイプが、子どもを愛せない親たちを家庭内の閉塞空間のなかで、児童虐待や育児ノイローゼに向かわせる。「愛情」による囲い込みは子どもに執着する母親を生み出し、過干渉・過保護という「愛という名の支配・管理」のもとに子どもを私物化する土壌をつくりだすものとなっている。家庭が公的な介入の及ばない不可侵の私的領域として確立されたために、権力的支配や暴力的支配が温存され、その産物として家庭内暴力が生み出されたのである。家族がその構成員の愛情にもとづく共同体であるという神話は、このような権力と支配と抑圧の現実によって覆われてしまう。また、近代家族は、その形態・機能において変容しつつあり、児童養育や高齢者介護をめぐる諸問題の深刻化によって「家族とは何か」が

あらたに問い直されているといえよう。

これまで、社会福祉政策・制度の基調には性別役割分業が位置づけられてきた。1963年の『児童福祉白書』では、「児童が危機的段階におかれている」という認識が示され、前年、人口問題審議会の「人口資質向上対策に関する決議」において、保育所の増設等の乳幼児保育対策の強化が提唱されているにもかかわらず、同年出された中央児童福祉審議会保育制度特別部会の中間報告「保育問題をこう考える」は、家庭保育を原則とし、母親の保育責任を強調した保育7原則を提唱した¹。また、1973年以降の経済危機を契機に、自民党は「家庭や地域社会の日本の特性に見合った欧米のそれとは質的に異なる社会福祉」を提起し、社会福祉における家庭と地域の役割（私的負担）を強調した。この「家庭基盤充実策」は、「家庭と地域社会の連帯の強化による家庭基盤の充実」と「家庭の意義の見直し」を柱とする政策である。1979年7月にその一環として打ち出された「乳幼児の保育に関する基本法（仮称）制定の基本構想（案）」では次のようなことが述べられている。「保育所が親の育児放棄の道具にされている事例がふえてきている。私たちは、乳幼児保育の原点は家庭であると考えている。（中略）日本の保育所入所基準が母親不存在に次いで母親の居宅内・居宅外労働が最優先されているために、一部において保護者の育児放棄と、より楽をしたい、より余裕のある生活をしたいという甘えを助長している」。これと歩調をあわせるように、同年8月、「新経済社会7カ年計画」が出され「日本型福祉社会構想」が提唱された。1981年3月に発足した第2次臨時行政調査会は、「増税なき財政再建」をスローガンに「活力ある福祉社会の建設」を目標とした。財政危機にどう対処するか緊急提言では、各種補助金の削減、年金・医療費の適正化など社会保障費の削減が優先課題とされ、「自助・自立」原理に基づく経済社会の転換が全面に押し出されたのである。それは、西欧の「福祉病」から決別した健全な、しかも日本の現実に合った福祉社会だとして、その実現の最重要課題は、「まず家庭基盤の充実と企業の安定と成長」だと解説された。この日本型福祉社会論によって児童養育の社会化が阻まれ、多くの女性たちが、仕事をやめることに追い込まれていたり、不安定で低賃金の労働に従事するしかないという選択を強要されたのであった。高度経済成長から低成長期にむかう時期は、それを乗りきるために家庭の役割が強調された時期であり、そうしたなかでは性別役割分業はきわめて重要なイデオロギーとなったのである。

平成10年度版厚生白書では「少子社会を考える」という特集が組まれており、前年10月に出された人口問題審議会の「少子化に関する基本的考え方について」という報告を踏まえて、政策的対応として、児童養育への社会的支援の必要性、自立した個人の生き方の尊重、性別役割分業の是正等があげられている。ここには、児童養育問題を解決するためには性別役割分業意識の解体が必要であるという認識が示されており、1975年以降の国際的な女性運動の潮流に押されて、ようやく政策の転換が図られようとしている。しかしながら、すでに1977年に総理府婦人問題企画推進本部「国内行動計画」では、「婦人がその主体的選択

によって政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に参加する機会を持ち得るよう、固定的な男女の役割分担意識を見直す」という考えが示され、また、1985年には「男女雇用機会均等法」が制定され、「女性差別撤廃条約」を批准している。このような流れは、男女平等社会がその実現にむけて進みつつあるような幻想をいだかせる。しかしながら、女性の職場進出が増加しているように見えても、増えているのは不安定で低賃金のパートタイム労働や派遣労働であり、〈主婦〉である女性は、子どもや夫や高齢の親のためにアンペイドワークをしながら、いくらかの賃金労働をすることで、資本主義経済を支えている。性別役割分業は資本主義システムのなかで、ますます進行しつつあり、その解体はきわめてむずかしい課題であることが認識される。そこで、ここでは、児童養育にみられる私事性の特質について性別役割分業を基軸に読み解くなかでその機能について明らかにしていきたい。

2. 児童養育の私事性と性別役割分業

児童養育とは、子どもがみずから生活を維持しうる状態に達するまで、子どもを保護し、労働能力を獲得するために必要な生活を準備する営みということができよう²。児童養育は基本的には家族の生活を介して営まれている。家族は社会を構成する基礎的単位であり、つねに社会を支える基盤として児童養育を不可欠の役割として担ってきた。しかしながら、それは時代や社会の特質を捨象して成り立っているわけではなく、〈子ども〉や〈女性〉が歴史的にどう位置づけられてきたのかという社会的諸条件に規定されているといえる。したがって、児童養育の特質は、社会的・経済的・政治的構造のなかで把握されなければならない、また、〈子ども〉や〈女性〉相対として一般化することはできず、階層、人種、文化、地域、経済的・社会的地位等の違いによって異なっていることも見ていく必要がある。

歴史的にみると、農業を中心とした生産力の低い共同体社会においては、女性が生産労働と同時に家事・育児労働を担っていたため、児童養育は母親の専業の労働として、母親によって単独で行われることはなく、大家族や女性たちによる共同の営みのなかにあった。ヨーロッパ中世社会では、子どもにあまり関心が払われず、フランスの上層階級の女性は、容姿を保つことが強く求められたので、乳母を雇って子どもを哺育させており³、職人や伝統的に女性が店を取りしきる食品業者の家庭でも多くの子どもが乳母に預けられていた⁴。貧しい家庭にとって子どもは、親たち自身の生存にとってひとつの脅威であり、孤児院に捨てるか、できるだけ安い乳母に預けるか、さまざまな方法による嬰兒殺しが行われていたのである⁵。1780年のパリでは、年間21,000人生まれる子どものうち、母親がみずから育てるのは約1,000人にみたく、約1,000人は住み込みの乳母に、残りの19,000人は里子に出されたという⁶。18世紀には、子どもを乳母に委ねるという習慣や里子の習慣は、貧しいものから裕福なものまで、大都市や小さな町においても一般的な現象となっていた⁷。フィリップ・アリエスは、ヨーロッパ中世社会に「子ども」という概念はなく、

子どもに対する愛情が薄かったことを綿密に論証し、近代化とともにおもに中産階級によって「子ども期」が創られたことを明らかにしている⁸。18世紀半ばになると、人口統計学的な研究が生まれ、人口を増やすことが国家の関心事となり、子どもは国家の富として価値をもつようになった。それまで「小さな大人」であった子どもは、その固有な価値をもつ「子ども期」が認められるようになり、愛情と保護と教育の対象になったのである。この時期、フランスでは、哲学者、医師、政治家たちが母親の役割について語るようになり、女性は子どもに対して本能的な愛を抱くという神話がつくられていったが、ジャン＝ジャック・ルソーは母性愛の理論家としてもっともよく知られていた。啓蒙主義者であるルソーは「子ども中心主義」を唱え、自然による教育を説き、女性が自然に近いので献身的愛情をもって子どもを育てることができると、理想的母親像を提起した。それは、『エミール』（1762年）において次のように述べられている。「女性の教育はすべて男性にかかわらせて考えられるべきである。男性に好かれ、男性の役に立ち、男性から愛され敬われ、幼い時は育て、大きくなれば配慮を尽くし、助言し、慰め、その生を快い甘美なものにすること、それこそ、いついかなる時にも女性の義務であり、女性に子どもの時から教えるべきことなのである」⁹。ルソーは男性の統制下で女性を束縛し、強制的でさえある母性愛の規範を準備したのである¹⁰。「母性愛」の発見により、「母性」がイデオロギーとして普及していき、母親が児童養育の責任主体であるということが近代社会の「常識」となっていった。やがて、「子ども中心主義」は近代家族の本質に深く根ざしていくものとなった。近代家族は市民社会に個人を供給する装置となり、そのために必要なシャドウ・ワークを遂行する仕組みとして成立したが、まさに性別役割分業だったのである¹¹。

ところで、近代社会の成立過程は資本主義社会の成立過程でもある。その典型はイギリスにみることができよう。イギリスではこの時期、生活の窮乏化が蔓延していくなかで、貧困家庭における児童養育は経済的重圧となり、子どもは口減らしのため徒弟に出されたり家計を補助するために労働に従事させられたりしていた。産業革命を契機に不熟練労働への需要が高まり、女性や子どもが、「安価で従順な労働力」として大量に引き出されていったが、あまりに苛酷な労働条件のもとに、子どもの生活が心身ともに破壊されていく状況が生み出されていった。乳児の死亡率が高いなか、運よく生き残った子どもも家内工業や工場における苛酷な労働の場に身をおくか、路上にたむろする浮浪者のなかに身を沈めるしか取るべき道は残されていなかった。イギリス産業革命の繁栄は子どもたちの低賃金と苛酷なまでの労働収奪のうえに成り立っていたのである¹²。このような子どもの生活の危機が社会的に認識されるようになると、国家はその体制の維持・存続をはかる意図のもとに児童保護政策を登場させた。1802年に成立した「工場法」は、子どもを長時間で劣悪な労働条件のもとから保護し、教育を受けさせることを目的とした内容であった。それは、やがて資本主義の発展に貢献する能力の育成・陶冶を目的とする教育制度の確立へと発展していった。国家にと

って子どもは、人的資源であり、経済の発展に貢献する労働力となることにおいてのみ期待される。そして、女性の出産能力とその身体は資源とみなされ、女性はそのような子どもを産み養育する役割において注目される。国家が女性のセクシュアリティに介入するのは、子どもを人的資源や未来の労働力としてみなすからであり、近代国家は、「未来の労働力」という子ども観を基盤に、児童養育に介入することになった。ここにおいて、児童養育に新たな意味づけが加えられたのである。しかも、近代社会においては、自由主義思想を背景に、国家が個人の生活に関与しないという考えから、市民社会を貫徹する生活原理として<生活個人責任>や<自助>の原理が支配的になった。そこでは、家族の生活機能の一部として営まれる児童養育は「私事」とされ、国家が責任を負う必要のないものとされたのである。

そのようななか、資本主義の発展によってそれまで家庭内で生産されていた生活資料等は、都市の工場で生産されるようになり、家庭の諸機能の外部化が行われ、児童養育が家庭の機能すなわち女性/母親の役割として残されたのである。そして、社会・政治・経済の領域としての公的領域と家庭/家事・育児の領域としての私的領域の分離が行われたことにより、生産を行う公的領域が男性に、消費を行う私的領域が女性に役割分担され、しかも私的領域は直接に交換価値を生み、富や地位への関与を可能にする公的領域より劣位に価値づけられることになった¹³。このような構造をもつ近代社会では、しだいに子どもの出生率が低下していき¹⁴、母親が児童養育に専念するようになっていった。その背景には、社会学や心理学が子どもの発達に家庭や母子関係が重要であることを強調し、女性の母性的役割の強制と理想化のための新しい理論的説明を用意したことがあげられよう。T・パーソンズは1950年代のアメリカ家族の実態をモデル化して核家族内の役割構造と社会化の理論をたてた。それはかつて、家族の機能とされたものが高度の社会的機能分化によって喪失された結果、「子どもの社会化」と「大人のパーソナリティの安定」が主要な機能として残されたというものである¹⁵。この分析は核家族の性別役割分業構造に関する固定観念を強める役割を果たし、児童養育を女性/母親の役割として、女性を家庭に縛りつける社会通念を補強するものとなった。また、ジョン・ボウルビィは母性的養育の喪失が子どもの人格の発達に悪影響を及ぼすため、母親は子どもと親密で継続的な人間関係をもち、これによって両者が満足と喜びを経験する事が必要であると説いた¹⁶。この母子関係理論は児童養育の私事性に説得力をもたせる科学的根拠となり、子どもの発達のためには母親が必要であるという「母子一体」原則が創り出された。

女性が児童養育を担うことは、資本主義社会の局面と結びついており、それは家族を再生産している男女間の不均衡を生み出し、不平等な価値をもつ性別役割分業の基盤を形成するものとなった。児童養育の私事性はこのような意味をもつものとして近代社会に固有の概念として把握されるのである。

3. 性別役割分業の固定化

もともと男女の労働分業は、その集団の人口が少なく、生産力が低く、社会的組織が単純で基本的な生存そのものの保障が充分になく、女性が生活の多くを出産や育児に費やさざるを得ない社会では、必要なひとつの社会形態であった。そして、女性が妊娠し、出産し、授乳することができるという性差が、女性が育児労働を担う根拠とされてきた。女性は「産む性」であるゆえに「子どもを産むものだ」とされ、また、「産む性」である女性そのまま育児を引きうけるのが「自然の摂理」とされ、社会通念とされてきたのである。ところが、男女の労働分業が必要ではなくなった発展した社会形態にもこの考えがそのまま適用されているのは、そこに新しい意味と機能が加えられたからであり、もはや、生物学や生存上の必要の所産としては説明がつかなくなっている¹⁷。男女の労働分業と女性の児童養育責任は男性支配に結びついており、かつそれを生み出している¹⁸。

日本では、高度経済成長の過程で性別役割分業の固定化が進められていった。1955年から1973年に至る間に日本経済は実質平均成長率約10%に達し、雇用労働および女性労働の増大をもたらした。日本の労働市場は終身雇用・年功序列・長時間労働・企業内訓練による熟練形成など日本的雇用慣行をもっている。女性労働者は高度経済成長以前から若年短期雇用の周辺労働力だったが、この時期女性の雇用労働が一般化し、その過程で雇用労働における性別役割分業が確立された。すなわち技術革新による大量生産方式によって労働が単純化・規格化され、女性が低賃金・短期の単純労働、補助的労働、サービス業などに雇用され、男性は長期・高賃金の年功的熟練労働に従事するという二重構造が作られたのである。このことの供給要因として、家庭内での余暇の創出と、資本による商品・サービスの消費の社会的強制およびそのための手段の開発があげられる。これに加えこの期に進行した出生率の低下と進学率の上昇、労働に対する価値観の変化もその要因として働いたといえる¹⁹。このような雇用構造のヒエラルキーの底辺に膨大な女性労働を組み込むために、「産む性」である女性は生産性を重視する企業社会では効率の悪い労働力とみなされ、性による二分化が行われた。「若年短期」型の女性雇用労働は女性の結婚退職が前提となっているため、企業は結婚退職制、妊娠・出産退職制、男女別定年制などの制度や社内慣習、嫌がらせ等により女性労働者を若年退職に追い込んでいったのである²⁰。

やがて、高度経済成長後期になると、若年労働力の不足から中高年層の女性がパート労働として家庭から引き出されるようになる。それは安上がりで安全弁として調整のできる企業にとって都合のよい雇用形態であった。男性労働者がその上部に位置するピラミッド型雇用構造は、「若年短期雇用」型女性労働者に膨大な「中高年再雇用」型女性労働者を加え、底辺部を広くしていったのである。こうして、性別役割分業は家庭のなかに留まらず、労働市場にまで広く組み込まれ形成されていった。それはたんに二分法的違いとして設定されるのではなく、つねに暗黙の、もしくは明示的なヒエラルキーを含んだ権力の構造をつくるもの

となっていたのである。そこでは、市場労働に参入できるようになった女性は、性別役割分業によって、市場労働だけではなく家事・育児労働をも担うという〈二重負担〉を強いられるようになる。したがって、その負担を軽減するためには、「若年短期雇用」型労働か、もしくは「中高年再雇用」型労働を選択せざるを得ず、日本型福祉社会論を基調とする政策により、〈二重負担〉はいっそう女性に重いものとなり、日本に特殊的なM字型就労形態がつけられたのである。これは、母性を守り、家庭を守り、低賃金労働力として資本を守る「有効」な形態として考えられたということができよう²¹。

さて、産業化が進み、労働力人口のなかで雇用労働者が5割を越えるようになると専業主婦化の現象が見られるようになった。高度経済成長を維持・発展させていくためには、男性労働者を有効に効率良く働かせることが必要で、そのためには、労働力の再生産となる家事・育児労働を女性に専業として担わせることが必要とされたからである。すなわち、男性中心の企業社会では、過酷な長時間労働を強いることによって利潤追求が押し進められ、いっぽう女性は、「内助の功」という美名のもとで〈専業主婦〉という名の家事・育児労働が愛情を根拠に無償労働として押しつけられたのである²²。もともと専業主婦の誕生は大正時代、大都市の上層サラリーマンの一部に誕生したのが始まりであるが、高度経済成長の過程で、人口が農村から都市に移動し、近代家族が形成されるなかで固定化していった²³。そして、そのような構造を強化するために、政府や企業は家族手当や家族単位の税制や社会保障によって〈専業主婦〉を優遇する措置を行った²⁴。この時期、女性はみずからの「主婦」としての存在を主張すると同時に、その存在への問いかけがなされ、「主婦論争」の議論が巻き起こった²⁵。

高度経済成長は、その経済発展にともない女性労働を賃労働化し、女性を家庭から引き出していったが、児童養育は女性が担うべきであるという伝統的性別役割分業の原則は貫かれてきた。労働力再生産をもっぱら家庭内の家事・育児労働に背負わせている資本主義社会では、労働力再生産という家庭の機能は基本的に維持されなければならない、女性相対はその担い手として必要なのである。資本主義社会では、女性労働を資本に都合のよいものにするために、児童養育を社会化するための条件整備を、それが必要とする〈二重の女性労働〉が確保できる範囲においてのみ行う。結局のところ、家事・育児労働の社会化は資本の合理性の枠内に留められるのである²⁶。もし国家が、全面的、直接的に児童養育を引き受けたなら、膨大な経費と事後的養育の負担を担うことになる。それを回避するためには、家族を保全し、児童養育責任を家族に委ねることが必要なのである。児童養育の私事性の正当化・固定化は、家族に労働力の再生産を負わせ、安上がりで従順な労働力を育成するという資本の論理の正当化・固定化でもある。そのような政策に一定の合理性を与えるために思想的・政治的道具として家族の重要性が強調され、性別役割分業がその根拠とされたということができよう。

4. 性別役割分業意識の形成

児童養育の私事性を維持・存続していくためには性別役割分業を社会制度のなかに組み込むだけでなく、それを担う女性に性別役割分業意識をもたせることが必要となろう。大日向雅美らの研究によると²⁷、明治以降、政策的に「母性」が強調された時期が5回あったとされている。「文明開化期」「富国強兵政策期」「第二次世界大戦期」「高度経済成長期」「日本型福祉社会論期」である²⁸。それぞれの時代の政治的、経済的要請に合わせて、人口問題や労働力対策として「母性」が強調された経緯があり、こんにち、少子・高齢社会への危機感から再び「母性」が重視されている。

日本では、明治近代国家が確立していくなかで伝統的社会規範としての家族制度が新しい価値を獲得し、ひとつのイデオロギーとして働き、人々の意識を醸成して近代国家に組み込んでいった。近代日本における家族制度の再編は、徳川幕藩体制下における武士の「家」制度の慣習を受け継ぎ、その中心であった家父長制と天皇制を制度的に貫通した意味で特殊日本的といわれる。明治近代国家では「家制度」のイデオロギーが再編成され、女性が妻や母として献身し自己犠牲することによって主役としての幸せを獲得できるというイデオロギーが成立したのである。明治政府は、明治5年学制を發布し、女子にも就学を奨励したが、女子教育の中核に良妻賢母主義教育をおいた。良妻賢母主義教育は、日清戦争という大規模な対外戦争に直面することで、国家意識を否応なくもりあげ、さらにこの戦いに勝利し、国際的地位が高まり、帝国主義諸国との競合関係にたつことによって、国家的見地からの女子教育の方針を明確化する必要が生まれ、そのなかで確立をみたものである²⁹。深谷昌志は、良妻賢母は日本特有の近代化の過程が生み出したもので、性的な役割行動の分化を前面に押し出し、妻・母として家族の者に対する心情を公的なものに導き、国家的な価値を付加して、その心情の固定化を図るものだという³⁰。この思想は体制イデオロギーとして公認され、公教育を通して浸透し、女性の行動様式を規定していった。良妻賢母主義教育は女子教育の中核となり、母親の役割こそが女性の天職であるという考えが広がっていきなかつた、明治末期になると「母性」という表現でこの問題が論じられるようになっていく³¹。その契機となったのは、エレン・ケイの母性主義思想の流入であろう。この思想は平塚らいてう、山田わか等によって紹介され、母性論の論争が巻き起こされた。その代表的なものが母性保護論争である³²。やがて、日中戦争以降の総戦力体制を維持していくため、母性論が高揚していく。そのなかで生まれた「国家的母性論」では母性という性別役割分業にもとづく役割観念を強調し、国家の子どもの出生とその育成にその意味を認め、家の母という「私」は同時に国家の母という「公」のなかに位置づけられ、母性意識の高揚がはかられたのである³³。母性はつねに家族制度や国家目的にそうようにしたてあげられ、利用される対象として機能してきたといえよう。

しかしながら、性別役割分業意識は、そのような外部からの教化・押しつけの結果であっ

ただけでなく、女性自身が望み選択した側面も指摘できよう。たとえば「良妻賢母主義教育」は上からの押しつけとして行われた側面をもつが、むしろ女性の地位を高めるためにも意図され、女性の側の熱意によっても普及した。抑圧的な社会状況に挑戦する女性たちにとって、西欧の新しい思想と慣習を摂取しながら「母」として性別役割分業を強化・確立することによって女性の地位と価値が高められる戦略を取ることは自然な選択であったろう³⁴。また、1955年から始まった母親大会は、そのスローガンとして「生命を生み出す母親は生命を育て生命を守ることを望みます」ということを掲げ、母性を基盤に運動を展開した。保育所づくり運動、消費者運動などの担い手は母親/女性であり、母親という共通の基盤に基づく女性の運動は、地位も権力もない女性たちが運動主体として主体形成を行う際の主要な契機としてその時代に定着したのであった³⁵。

ナンシー・チョドロウは『母親業の再生産』において、フロイトの精神分析を手がかりに特定の社会的・心理的過程を通じて、親業の特質が女性に創り出され児童養育の過程をとおして性別役割分業の再生産が行われていると指摘する。すなわち、男女の子どもでは母親との関係が異なり、エディプス・コンプレックスの出現と解決がさまざまな心理反応、欲求、経験を伴い、男の子のばあいは親業への関係可能性を切断し、あるいは縮小し、女の子のばあいはそれらを公然と保ち続け、広げていくというのである³⁶。発達心理学の研究によると、子どもの性別による母親行動の差異は、母親自身の性役割観に影響され、子どもは出生と同時に開始される性の型づけ、親と子の相互交渉の過程で進展する強化と模倣、さらに性同一性の獲得による認知的発達過程における自己強化メカニズムが働いて、5才から6才までの間に性役割に関する概念を獲得するという³⁷。ハヴィガーストが、児童期には「適切な性役割の学習」を、青年期には「男性・女性の社会的役割の獲得」を発達課題としてあげているように³⁸、性別役割分業意識の形成は子どもの発達課題となっている。

女性は、性別役割分業によって抑圧された立場にありながら、そのような社会構造を強く支え、そこに依存し、その再生産機能に貢献している。そしてその第一義的場が家庭なのである。性別役割分業意識をもつ社会の構成員によって作られるさまざまな社会制度は、性別役割分業を組み込むものとなり、それを維持、強化するものとなっている。そしてまた、そのような社会制度が人々のなかに性別役割分業意識を形成していくものとなる。社会制度と人々の意識の間の相互作用によって性別役割分業の再生産が行われているといえるのである。

女性が母親業をすることは女性の能力や資質についてのイデオロギーのみならず、男性支配のイデオロギーや心理をつくり出し、妻として、母親として男性労働者の日々のかつまた世代的な再生産に物理的にも心理的にも貢献し、かくして資本主義的生産の再生産に貢献するのである³⁹。

5. 性別役割分業の解体に向けて

「伝統的」母性は子どもを出産した母親に養育的意識・感情・行動の存在を仮定するものであるが、それは児童養育を出産の延長線として考えることから生じている。妊娠・出産・授乳は女性に固有の機能であるが、児童養育は生物学的要因とともに多くの社会的・文化的要因があり、複雑な関係性の全体に関わっているといえる。母子関係はそれらの一部に過ぎないゆえに、母子関係の特権化は「母性神話」にとらわれていることの反映となろう。「母性」の規範は「母原病」という言葉に象徴されるように⁴⁰、児童養育上の諸問題をすべて母親の責任に収斂し、その解決を母親の個人的努力に委ねてしまう結果を生み出す。児童養育は、母親と子どもという排他的な二者関係のなかに閉じこめられるべきではなく、母親も子どもも、その人間発達のためには豊かな関係が保障されるべきである。子どもとの開かれた関係を結ぶためには、母親自身が開かれた社会関係のなかに身をおくことが必要である。子どもをどう育てるかということは、女性であり、人間である母親自身がどう生きるかに関わっている。母親自身がどう生きるかを抜きにして子どもをどう育てるかという問いへの答えは得られないであろう。女性が意義のある生産的仕事をなし、親業のかたわら大人同士の協同を分かち合い、他の大人と充実した情動面の関係をもっている社会では、女性が子どもに投与することはあまりない。しかし、これこそまさに資本主義的産業の発展が制限している条件である⁴¹。女性が母性イデオロギーから解放されるためには、主体としての女性自身が「産む」ことを選択することが出発点となろう。そこには女性自身の「自己決定」が反映される。こんにち、女性が子どもを産むかどうか、いつ、何人産むのかということは、リプロダクティブライツとして認められつつある。一人ひとりの女性が、個人とその生に責任をもつ主体であり、人間は、自立することなしには本質的な人間性と尊厳をもつことができない。したがって、基本的には女性が自立した個人として他者との対等な関係を築いていくことのできる経済的・政治的・社会的・文化的条件を創っていくことが必要であり、それぞれが生き方を自由に選択できる男女平等の法的基盤を整備し、それを実質化し、児童養育機能をこれまでのように家族を単位としていたことから、個人を単位とする方向へ変更していくことが求められている。すなわち、家族のもつ労働力再生産機能を国家に保護された個人単位で実施することに転化することが必要であるといえよう⁴²。家族がどのような形態や機能を有していても、子どもの生活や発達に必要なものが社会的に準備され、子どもが生活の基盤を置く場所によって、不利益を被ることのないようにすることが児童養育の社会化の重要な要件である。社会は子どもの養育に関する社会的・経済的責任を分かち合うべきである。子どもを親の所有物・従属物としてや拡大された自己とみなさず、一人の個人として向き合うことが必要である。「子どもの権利条約」は、従来、保護の対象としてとらえられてきた子どもを、権利を享有し行使する主体として把握することを基盤にその権利を保障していくものである。子どもは自分の親であっても人権が侵害される場合は別れて暮らす権利がある。も

もちろん、親と別れて生活したくないと思っても、親の事情で別々に生活しなければならない場合もある。現実の生活において、私たちは、望むと望まないとにかかわらず、ある一定の条件のもとで生きていかざるを得ない。しかしながら、子どもが家族による支配や管理から離れる自由を保障することや、個人としての自己決定権やプライバシーを尊重することは重要であり、また、そのような子どもの権利だけではなく、女性の権利も同時に保障される児童養育の社会的システムを再構築していくことが必要である。母親個人や女性相対を越えた社会関係の広がりの中で、児童養育の社会的システムを支える共同関係をどう作っていくかが問われている。それらは、家族単位の枠組みを越え、自立した個人を単位とした社会を構築していくこととつながり、制度的秩序を「シングル単位」をキーワードに具体的に解体し、従来の幻想を解体することにある⁴³。子どもや女性が個人として自由に自立して生きる社会とはジェンダーフリーにもとづく真の福祉社会へ転換していくことによって実現が可能といえるのである。

注

- 1) 保育7原則とは次のようなものであった。1. 両親の愛情に満ちた家庭保育、2. 母親の保育責任と父親の協力義務、3. 保育方法の選択の自由とこどもの母親に保育される権利、4. 家庭保育を守るための公的援助、5. 家庭以外の保育の場の家庭化、6. 年齢に応じた処遇、7. 集団保育
- 2) 古川孝順「児童養育の私事性と保育所」熊本短大論集第37号 1968年 6頁
- 3) 乳母を雇う習慣はフランスでは古く、乳母の紹介所がパリに初めて開かれたのは13世紀のことである。この時代は乳母を雇う習慣はもっぱら貴族階級の家限に限定されていた。(『母性という神話』81頁)
- 4) イヴォヌヌ・クニビレール、カトリーヌ・フーケ『母親の社会史—中世から現代まで』筑摩書房 1994年
- 5) エリザベート・バダンテール『母性という神話』筑摩書房 1998年 91頁
- 6) 前掲書『母性という神話』84頁
- 7) 前掲書『母性という神話』84頁
- 8) フィリップ・アリエス『<子供>の誕生』みすず書房 1960年
- 9) ジャン=ジャック・ルソー「エミール」『ルソー全集第7巻』白水社 1982年 169頁
- 10) 前掲書『母性という神話』190頁
- 11) 落合恵美子『近代家族とフェミニズム』勁草書房 1989年 18-20頁
- 12) 北本正章『子ども観の社会史』新曜社 1993年 125頁
- 13) 内藤和美『女性学を学ぶ』三一書房 1994年 95頁
- 14) 日本において出生率の低下に大きな役割を果たしたと思われるのは、1949年の優生保護法改正による経済的理由での人工妊娠中絶の合法化、および同年の避妊薬と避妊器具の製造販売許可による家族計画普及の基盤形成、さらには1952年以降厚生省を中心に実施された家族計画普及運動の進展等である。
- 15) T・パーソンズ、R・F・ベールズ『家族』黎明書房 1981年
- 16) ジョン・ボウルビィ『乳幼児の精神衛生』岩崎学術出版社 1967年 59頁
- 17) ナンシー・チョドロウ『母親業の再生産』新曜社 1981年 31頁

- 18) 前掲書『母親業の再生産』320頁
- 19) 竹中美恵子『戦後女子労働史論』有斐閣 1989年 12頁
- 20) 住友セメントの女性労働者が結婚退職制度の差別を訴えた裁判では、東京地裁は1966年の判決で、結婚退職制は結婚の自由を制限するものであり、民法90条の公序良俗に違反するとした。その他にも日産自動車の男女差別定年制の訴訟(1969年)、三井造船の出産退職制の訴訟(1969年)など女性雇用制度の差別性が明らかにされていった。
- 21) 孝橋正一『現代「社会福祉」政策論』ミネルヴァ書房 1982年 123頁
- 22) 辻村みよ子『女性と人権』日本評論社 1997年 168頁
- 23) 木下武男『女性・女性の運動』『現代日本社会論』労働旬報社 1996年 602頁
- 24) 雇用者の場合、妻の年収が103万円いないであれば、配偶者控除によって夫の税負担は軽減され、しかも妻本人は所得税・住民税や医療保険、年金保険を支払わなくてもよい。この制度は女性を専業主婦に誘導する効果や女性の経済的自立を阻む効果をもっている。
- 25) 1955年、石垣綾子が『婦人公論』に「主婦という名の第二職業論」を発表したことを契機におよそ1970年頃まで巻き起こされた論争で、家事労働と職業参加をめぐる論争や家事労働の経済的意味を問う内容である。
- 26) 拙稿「児童養育の社会化と女性労働」『熊本社会福祉研究』第2号 1996年 11頁
- 27) 大日向雅美は母性が生得的な本能ではなく、社会的・文化的要因によって規定され、経験のなかで培われるものであることを多面的に周到に論証している。
- 28) 伊藤セツ他著『女性学』同文書院 1992年 36頁
- 29) 中野邦「母性論の系譜」『資料戦後母性の行方』ドメス出版 1985年 189頁
- 30) 深谷昌志『増補良妻賢母主義の教育』黎明書房 1990年 13頁
- 31) 前掲書「母性論の系譜」『資料戦後母性の行方』191頁
- 32) 1918年から約1年にかけて『婦人公論』を中心にかわされた論争で、与謝野晶子は母性保護不要論を、平塚らいてう・山田わかは母性保護必要論を山川菊江は母性保護の矛盾点を指摘した。
- 33) 前掲書「母性論の系譜」『資料戦後母性の行方』195頁
- 34) 牟田和恵「家族・性と女性の両義性」『ジェンダーと女性』早稲田大学出版部 1997年 108頁
- 35) 長谷川公一「政治社会とジェンダー」『ジェンダーの社会学』新曜社 1989年
- 36) 前掲書『母親業の再生産』136頁
- 37) 伊藤裕子「性役割と発達」『発達心理学とフェミニズム』ミネルヴァ書房 1995年 149頁
- 38) ハヴィガースト『人間の発達課題と教育』牧書店 1959年
- 39) 前掲書『母親業の再生産』314頁
- 40) 久徳重盛の『母原病』(1979)は子どもの異常の原因を母親の育児態度に求めたもので、当時ベストセラーとなった。
- 41) 前掲書『母親業の再生産』317頁
- 42) 服部良子「家族の変容と家事労働の社会化」『労働力の女性化』有斐閣 1994年
- 43) 伊田広行『シングル単位の社会論 ジェンダー・フリーな社会』世界思想社 1998年 13頁